



受付

(代理者氏名)

(本人との続柄)

米子市長 様	現住所		
提出年月日 令和 年 月 日	1月1日現在の住所		
フリガナ	生年月日	世帯主氏名(続柄)	
氏名	年 月 日	( )	
個人番号	職業または勤務先	電話番号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

本人確認欄

⑫ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
⑬ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	医療費控除額 <small>(計算の方法は「申告のご案内」を参考にしてください。)</small>	
	104	105		
⑭ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
	国民健康保険料(税) 後期高齢者医療保険料		国民年金掛金	
	介護保険料		その他 ( )	
	合計			
⑯ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	56		44	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	57		45	
	介護医療保険料の計			
58				
⑰ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	47		46	
⑱～⑳ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	⑱ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑲ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑳ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
㉑ 障害者控除 (同居の特別障害者は、23万円を加算)	氏名	障害の程度	級	
	個人番号		921	
	氏名	障害の程度	級	
	個人番号		922	
㉒～㉓ 配偶者控除 配偶特別控除 同居配偶者	配偶者の氏名	生年月日	・ ・	
		配偶者の合計所得金額	48	
	個人番号		900	
<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)				
㉔ 扶養控除 一般 33万円 (S27.1.2～H11.1.1) (H15.1.2～H18.1.1) 特定 45万円 (H11.1.2～H15.1.1) 老人 38万円 (S27.1.1以前) 同居老親等 45万円 (S27.1.1以前)	氏名	生年月日	同別居の区分	続柄
			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	個人番号		901	控除額 万円
				<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
個人番号		902	控除額 万円	
			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
個人番号		903	控除額 万円	
			<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
個人番号		904	控除額 万円	
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)  (H18.1.2以降)	氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	個人番号		911	
	氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
個人番号		912		
氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
個人番号		913		
別居の扶養親族等がいる場合には、右面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除の合計 万円		

1 収入金額等	事業等	ア	円	1	
	農業	イ		2	
	不動産	ウ		5	
	利子	エ		6	
	配当	オ		7	
	給与	カ	64	8	
	雑業	公的年金等	キ		10
		業務	ク		60
		その他	ケ		61
	総合譲渡	短期	コ		12
		長期(1/2前)	サ		13
		一時(1/2前)	シ		14
		合計			27
	2 所得金額	事業等	①		16
農業		②		17	
不動産		③		20	
利子		④		21	
配当		⑤		22	
給与		⑥		23	
雑業		公的年金等	⑦		24
		業務	⑧		62
		その他	⑨		63
総合譲渡・一時		⑩		26	
合計		⑪		27	
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑫		30	
	医療費控除	⑬	106	31	
	社会保険料控除	⑭		32	
	小規模企業共済等掛金控除	⑮		33	
	生命保険料控除	⑯		34	
	地震保険料控除	⑰		35	
	寡婦、ひとり親控除	⑱			
	勤労学生・障害者控除	⑳			
	配偶者控除	㉒			
	配偶者特別控除	㉓		40	
	扶養控除	㉔			
基礎控除	㉕		42		
合計	㉖		43		

宛番号									
専従者	本人該当							強制課税	専従者控除額
青配他	特障	普通	寡婦	親	勤労	未成年	88	配	51
49	50	52	71	72	74	70	76	77	他
53									53
配控	扶	養	非	障	害				
有老	特	同	老	人	他	控	同	特	他
79	80	82	83	84	81	89	85	86	87

個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

## 5 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					
合計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

## 6 給与・公的年金等に係る所得以外

(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の  
市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

## 7 事業(営業等、農業)・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告 特別控除額		
		円	円	円		
農業	分離肉用牛	15	円	肉用牛に関する免税所得	18	円
本年分で差し引く繰越損失額		28	円			

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
		円	円

## 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種	目	収入金額 A	必要経費 B	所得金額 (A-B)
		円	円	円
合計				

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ
	長期					ロ
一時						ハ
合計						イ+[(ロ+ハ)×1/2]

右上のイの金額を左面のコに、ロの金額を左面のサに、ハの金額を左面のシに記入してください。  
右の二の金額を左面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

## 11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除)額	
		・	円	
個人番号		931	従事月数	月
		・		
個人番号		932	従事月数	月
		・		
個人番号		933	従事月数	月
所得税における青 申告承認の有無		合計額		

## 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項

配当割額控除額	90	円
株式等譲渡所得割額控除額	97	

## 15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	98	円
住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	99	
条例指定分	都道府県	100
	市区町村	101

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
個人番号	
個人番号	
個人番号	

## 16 所得税に関する事項

寄附金控除	809	円
配当控除		
住宅借入金等特別控除		
政党等寄附金等特別控除	810	
災害減免額		
外国税額控除		
所得税及び復興特別所得税の額		

## 13 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に 該当する場合	住所
		・	級	
個人番号				

分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。(必要な方はご連絡ください。)

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について市民税・県民税において所得税と異なる課税方法を希望される方は、納税通知書が送達される日までに、別紙「上場株式等の配当・譲渡所得等に関する選択課税申出書」を提出してください。(必要な方はご連絡ください)

◎この申告書に記載された事項のうち、事務処理に必要な事項は、電子計算組織に記録し処理します。